

飲酒運転の根絶に係る取組について

令和 5 年 4 月 5 日

第 4 回交通安全対策に関する関係閣僚会議資料

飲酒運転の根絶に係る取組について

主な取組の概要

安全運転管理者の未選任事業所の一掃等、飲酒運転の根絶に向けた使用者対策の強化

- ・自動車保管場所証明業務との連携等による未選任事業所の把握を促進（警察庁）
- ・ウェブサイト上での情報公開により安全運転管理者の選任を促進（全都道府県警察ホームページにて掲載）（警察庁）
- ・安全運転管理者の業務として、運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を新たに義務付けるため、道路交通法施行規則の改正等を実施（令和4年4月1日から順次施行）（警察庁）
- ・道路交通法の一部改正により、安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則の引上げ等を実施（令和4年10月1日施行）（警察庁）

飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

- ・令和3年秋、令和4年春及び令和4年秋の全国交通安全運動（春：4/6～4/15 秋：9/21～30）において、それぞれ「飲酒運転の根絶」を全国重点として掲げ、地域、職域等における「飲酒運転等を絶対にしない、させない」という規範意識の確立に向けた広報啓発活動を推進。また、都道府県から取り組んだ施策の報告を求め、広く全国に周知することが望ましい好事例を選出し、都道府県にフィードバックを行うなど、その効果の評価・検証を行い、次回以降の全国交通安全運動がより効果的に実施されるよう都道府県を支援（内閣府）
- ・飲酒運転の危険性等について積極的な広報啓発を行うとともに、飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育など効果的な取組を推進（警察庁）

飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化

- ・P D C Aサイクルに基づく取締り管理、飲酒運転者の周辺者に対する捜査の徹底等、飲酒運転等の根絶に向けて推進すべき事項について都道府県警察に通達（令和3年8月5日）
- ・令和4年中の酒酔い・酒気帯び運転検挙件数は1万9,820件（前年比+19件）であり、また、飲酒運転による死亡事故及び重傷事故はともに減少しており、飲酒運転による交通事故発生を抑制（警察庁）

運送事業用自動車での飲酒運転根絶に向けた取組強化

- ・運送事業者に対してアンケートを実施し、運送事業者独自の取組について情報収集。さらに、優良取組事例を抽出してヒアリングを行う等、詳細な調査を実施するとともに、運送事業者による運転者の指導・監督時の実施マニュアルに結果を記載することで好事例を横展開（国交省）
- ・運送事業者による運転者の指導・監督時の実施マニュアルへのアルコール依存症の記載拡充を実施（国交省）

安全運転管理者の未選任事業所の一掃等、飲酒運転の根絶に向けた使用者対策の強化

< 取組の概要 >

各業界を所管する府省庁と連携し、安全運転管理者の選任義務を始めとした自動車の使用者の義務を周知

安全運転管理者等に対する講習の機会等を通じたアルコール検知器やドライブレコーダーの活用促進

安全運転管理者の未選任事業所の効果的・効率的な把握や選任の促進

- ・ 自動車保管場所証明業務との連携
 - 自動車保管場所証明情報の活用により未選任事業所を把握し、選任に向けた指導等を徹底
 - 自動車保管場所証明申請受理時の質問等を通じた未選任事業所の把握
- ・ 安全運転管理者の選任状況を都道府県警察のウェブサイト上で公開（公開状況 **全都道府県警察ホームページにて掲載**）

道路交通法施行規則を改正（令和3年11月10日公布）し、安全運転管理者の業務として、運転者の運転前後に

おけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を義務化

〔道路交通法施行規則の改正の概要〕

- ・ 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること
 - ・ 上記の確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること
- 今後、十分な数のアルコール検知器が市場に流通する見通しが立った時点で、アルコール検知器を用いて上記の確認を行うこと及びアルコール検知器を常時有効に保持するよう義務付ける予定
- より多くの事業所において早期にアルコール検知器を用いた酒気帯びの確認が行われるよう、事業者に対し積極的な実施を促すことを都道府県警察へ通達。

道路交通法の一部改正（令和4年10月1日施行）により、安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則を引上げ

選任義務違反（旧）5万円以下の罰金 （新）50万円以下の罰金 等

乗車定員が11人以上の自動車については1台以上、その他の自動車については5台以上（大型自動二輪又は普通自動二輪はそれぞれ1台を0.5台として計算）を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠ごとに安全運転管理者を選任する必要がある。

飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

交通安全教育



飲酒疑似
ゴーグルの活用

運転シミュレータ
の活用



広報啓発活動



飲酒運転根絶
決起大会

広報啓発用
チラシの配布



広報啓発用ポスター



飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化

「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」（令和3年8月4日交通安全対策に関する関係閣僚会議）を踏まえ、「飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化等について（通達）」を都道府県警察に発出（令和3年8月5日）

通達概要

- PDCAサイクルに基づく取締り管理**
 - P 違反や飲酒運転に起因する交通事故の発生状況分析
飲酒場所、車両の駐車場所、走行経路等の情報分析
有効な取締り時間・場所・方法等を導き出して取締り方針を策定
 - D 方針に従い、交通検問等による取締りを実施
 - C 効果検証
 - A 次の取締り方針へ反映
- 飲酒運転者の周辺者に対する捜査の徹底**
 - 車両等の提供者、飲酒場所、同乗者等に対する徹底した捜査
 - 車両、酒類の提供について徹底した捜査
 - 要求、依頼しての同乗、教唆行為について確実な立件

飲酒運転検挙件数の推移

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
酒 酔 い		566	559	495	495	490	562
酒 気 帯 び		26,629	26,043	24,939	21,963	19,311	19,258
周 辺 3 罪	車両等提供	103	92	74	81	75	61
	酒類提供	32	45	40	55	43	34
	同 乗	640	774	732	693	639	640

飲酒運転による死亡事故・重傷事故件数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
死 亡 事 故	204	198	176	159	152	120
重 傷 事 故	418	399	409	353	288	274

運送事業用自動車での飲酒運転根絶に向けた取組強化

運送事業者による更なる飲酒運転対策の促進

運送事業者に対して**アンケートを実施**し、運送事業者独自の取組について情報収集。さらに、**優良取組事例を抽出**してヒアリングを行う等、**詳細な調査**を実施するとともに、運送事業者による運転者の指導・監督時の実施マニュアルに結果を記載することで**好事例の横展開**を図った。

【詳細な調査を実施した優良取組事例の例】

専門医受診等による依存症の確認



独自マニュアルの作成・活用



家族への協力依頼文書の発出



テキストやビデオを活用した安全教育



運送事業用自動車の飲酒傾向の強い運転者への対策

アルコール依存症に関する有識者の専門的知見や他分野における教育資料について情報収集。運送事業者がアルコール依存症に関して理解を深め、飲酒傾向の強い運転者に対して適切な指導・監督が実施できるよう、実施マニュアルに**アルコール依存症関係の記載を拡充**。

【記載を拡充した情報の例】

- ・ アルコール依存症の概要や検査方法等の基礎知識
- ・ アルコール依存症の治療法等の医学的知見
- ・ 飲酒傾向の強い者に対する対応方法の例

